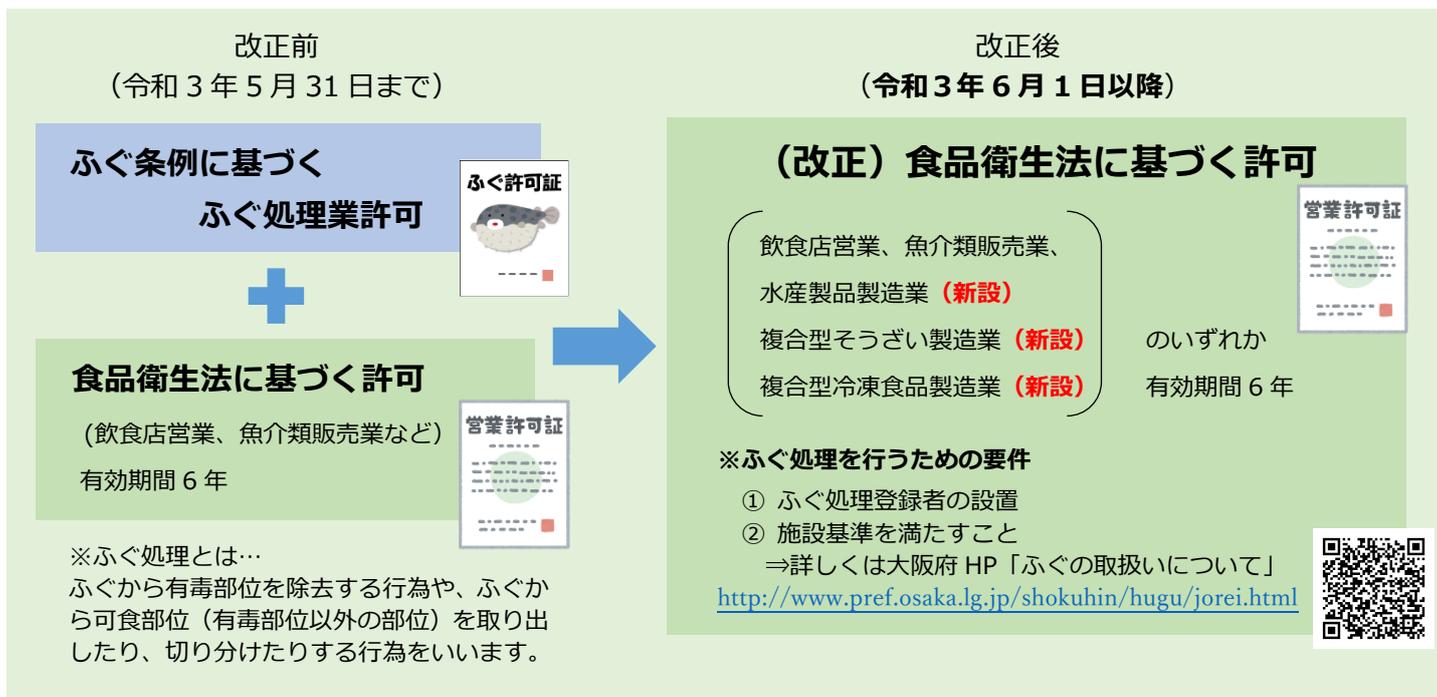


ふぐ処理業の営業許可制度が変わります

令和3年6月1日の食品衛生法改正により、新しい営業許可の区分がスタートします。これに伴い、これまで「大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例」（以下、「ふぐ条例」という）で規定されていたふぐ処理を行うための要件は、食品衛生法の中で規定されます。



ふぐ処理を行う皆様へ

◎ 現在ふぐ処理業を営まれている方

- 令和3年6月1日を経過しても、現在お持ちの食品衛生法に基づく許可（飲食店営業、魚介類販売業など）の有効期限の満了日までは、これまでどおり、ふぐ処理業を行なうことができます。（ふぐ処理業許可は有効です）
- お持ちの食品衛生法に基づく許可の更新の時期に、改正後の食品衛生法に基づく許可に切り替えを行って下さい。ご自身の営業が改正食品衛生法でどの営業に該当するかは、最寄りの保健所にご相談ください。

◎ 新規にふぐ処理を始める方

令和3年6月1日以降に新たにふぐ処理を始める方は、改正後の食品衛生法に基づく許可を取得してください。



営業許可のお問い合わせは最寄りの保健所へ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/hokensyo/syozaichi.html>



<食品衛生法の改正について>

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/shoku-houkaisei/index.html>